

虐待児に「次の居場所」

親などから虐待を受けた10代後半の子どもたちを支援するため、各地で民間シェルター（緊急避難所）が生まれている。しかし、シェルターで過ごせるのは約2週間。心の傷が癒やされ、自立に向けた生活リズムを整えるにはあまりに短い。弁護士らがシェルターの「次の居場所」をつくらせようと奔走するが、資金の確保が課題になっている。（見市紀世子）

10代後半自立へ向け

「他の子どもにも話が聞かえない面接室が作れないかな」「個室の広さが違うと」「ずい」と言う子がいるかも」

11月上旬、名古屋市のNPO法人「子どもセンターバオ」の事務所に弁護士と建築士が集まり、虐待を受けた子どもたちが暮らす宿泊所の改修を話し合った。築40年の一軒家を3〜4人が住めるようにし、来春には受け入れを始めるのが目標だ。

バオは2007年、子どもたちのためのシェルター「丘のいえ」をつくった。虐待を受けているのに、受け入れ対象年齢などの条件が合わず、公的な施設で保護しきれない10代後半の少女が主な対象で、定員は2人。児童相談所からの申し込みが多いが、市や区役所の相談員のほか、子どもたちの知人が助けを求めたケースもあった。「パートナー弁護士

士」を決めて最初の面談から次の居場所探しも含めて支援し、約2週間、スタッフやボランティアが寄り添う。場所は公開せず、一人では外出させない決まりだ。4年間で13〜19歳の計18人が利用したが、バオ理事長の多田元弁護士は「このうち、しっかりとかくまう必要があったのは数人でした」と話す。それよりも数カ月かけて、子どもたちの生活リズムを整え、次の自立支援ホームやアパート暮らしにつなげる「ステップハウス（中間支援施設）」が必要だと感じていたという。たとえば、高校卒業資格がない子どもが全日制の高校に再入学したいと思ったとき、支えられるような場所

だ。そうした「再チャレンジできる居場所」をつくるという構想に賛同してくれた人から、今回、愛知県内の一軒家を格安で借りられることになった。

しかし、悩みは資金だ。シェルターの運営には年間約2千万円かかり、寄付や助成金などで賄っている。これに、新たなステップハウスの改修で約1千万円が必要になる見込みだが、財団などへの助成金申請で「落選」が続いている。

シェルターやステップハウスの運営は、企業や個人の寄付、財団の助成金などで賄われ、民間の支援が頼りだ。寄付の申し込みや問い合わせは次の通り。

- 【東京】カリヨン子どもセンター (03・5981・5581)
- 瑞風会ステップハウス (03・3364・3133)
- 【横浜】子どもセンターてんぼ (045・473・1959)
- 【名古屋】子どもセンターバオ (052・931・4680)
- 【岡山】子どもシェルターモモ (086・231・6050)

子どものシェルター

親などから虐待を受けている子どもが利用できる緊急避難場所。一時保護が目的で、滞在期間は2週間程度。04年に東京で弁護士や福祉関係者が立ち上げ、名古屋や横浜、岡山にも広がった。公的な支援が手薄な10代後半を主な対象にしている。「子どもの権利」を重視し、担当弁護士を決めて、受け入れ時の面談から次の居場所探し、家庭に戻った場合の見守りなど、一貫して支援にあたるのが特徴。福岡、京都、広島でも設立を準備しているという。

虐待を受けてきた子は、自分を大切にできる感情が乏しい傾向があるという。人との距離感のとり方がわからず、トラブルを起こすことも多い。バオ事務局長の高橋直昭弁護士は「ケアには時間がかかる」ということを知ってもらいたい。しばらくの間、安心して過ごせる居場所の必要性を訴えている。

虐待を受けてきた子は、自分を大切にできる感情が乏しい傾向があるという。人との距離感のとり方がわからず、トラブルを起こすことも多い。バオ事務局長の高橋直昭弁護士は「ケアには時間がかかる」ということを知ってもらいたい。しばらくの間、安心して過ごせる居場所の必要性を訴えている。

不況の影響 寄付減る

東京都内にある単身女性のための宿泊所「瑞風会ステップハウス」は00年にオープンし、配偶者や恋人からの暴力

を受け、家から逃げた女性や、友人宅を転々としていたのを保護された子や、売春を強要されて妊娠していた子も。児童福祉法では保護の対象は18歳未満とされているが、20歳にならないと、アパートや携帯電話などを保護者の同意なく契約できないのが現実だ。法律の「すき間」に落ちやすい年代が、宿泊所を頼ってきている。

約2週間のシェルターと違って半年間過ごせるので、落ち替いてカウンセリングを受けたり病院に通ったり、通学や通勤、就職活動もできる。高卒の認定試験のために勉強を始めた子もいる。

部屋は計18室あり、年間の運営資金は約2千万円。個人からの寄付やバザーの収入、利用料などでやりくりしてきた。毎年300万円ほど寄付が集まるが、今年は不況の影響などで減っているという。東海林所長は「行政には、財政的な支援態勢をつくって欲しい」と話す。

親から虐待を受けて家にいらなくなると、友人宅を転々としていたのを保護された子や、売春を強要されて妊娠していた子も。児童福祉法では保護の対象は18歳未満とされているが、20歳にならないと、アパートや携帯電話などを保護者の同意なく契約できないのが現実だ。法律の「すき間」に落ちやすい年代が、宿泊所を頼ってきている。

親から虐待を受けて家にいらなくなると、友人宅を転々としていたのを保護された子や、売春を強要されて妊娠していた子も。児童福祉法では保護の対象は18歳未満とされているが、20歳にならないと、アパートや携帯電話などを保護者の同意なく契約できないのが現実だ。法律の「すき間」に落ちやすい年代が、宿泊所を頼ってきている。

親から虐待を受けて家にいらなくなると、友人宅を転々としていたのを保護された子や、売春を強要されて妊娠していた子も。児童福祉法では保護の対象は18歳未満とされているが、20歳にならないと、アパートや携帯電話などを保護者の同意なく契約できないのが現実だ。法律の「すき間」に落ちやすい年代が、宿泊所を頼ってきている。

親から虐待を受けて家にいらなくなると、友人宅を転々としていたのを保護された子や、売春を強要されて妊娠していた子も。児童福祉法では保護の対象は18歳未満とされているが、20歳にならないと、アパートや携帯電話などを保護者の同意なく契約できないのが現実だ。法律の「すき間」に落ちやすい年代が、宿泊所を頼ってきている。



さまざま理由で居場所を失った単身女性が共同生活を送る瑞風会ステップハウスの居間。最近10代後半の女性も身を置く。東海林所長（右）は「建物は古いですが、家庭的な雰囲気大切にしています」(東京都内)